



佐賀県公報

平成19年
3月23日
(金曜日)
第 12882号

目 次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

- ◎佐賀県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則 (五・まちづくり推進課) 一
規則

- ◎佐賀県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則 (五・まちづくり推進課) 一
規則

- ◎佐賀県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則 (五・まちづくり推進課) 一
規則

- 佐賀県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則 (規則第五号)
1 主要な交差点及びその周辺の区域において表示し、又は設置することを禁止する広告物又は掲出物件の定義を改めることとした。(第一条の一関係)
2 佐賀県屋外広告物条例の規定により管理者を設置し、又は変更した場合等の手続を定めることとした。(第五条の二、第五条の三及び様式関係)
3 この規則は、平成一九年四月一日から施行することとした。ただし、1については、公布の日から施行することとした。

○ 規 則

佐賀県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月二十三日

佐賀県知事 古川 康

○佐賀県規則第五号

佐賀県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県屋外広告物条例施行規則 (昭和三十九年佐賀県規則第六十九号) の一部を次のように改正する。

第一条の二中「広告塔」の下に「その他の土地に定着する広告物又は掲出物件」を加える。

第五条の二中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 条例の規定による許可に係る広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、条例第八条の二第一項又は第八条の三第二項の規定により管理者を設置し、又は変更したときは、屋外広告物管理者設置・変更届 (別記様式第四号の二) により、遅滞なく知事に届け出なければならない。

公 告

- 都市計画の変更 (一四九・こども課) 四
- 車両制限令に定める道路の指定 (一五〇・地域福祉課) 五
- 車両制限令に基づく車両の高さの最高限度が四・一メートルである道路の指定及び通行方法の決定 (一五一・〃) 六
- 大規模小売店舗の新設に係る意見 (一五四・労働課) 六
- 土地改良区の定款変更認可 (一五五・まちづくり推進課) 七
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定 (一五六・道 路 課) 七
- 車両制限令に基づく車両の高さの最高限度が四・一メートルである道路の指定及び通行方法の決定 (一五七・道 路 課) 八
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定 (一五八・〃) 八
- 人事委員会事項 (商工課) 九
- 農地整備課 (農地整備課) 一〇
- 建築住宅課 (建築住宅課) 一〇
- 平成十九年度警察官A採用試験の実施 (〃) 一〇

(公 告) 一〇

公布された規則のあらまし

第五条の三第一項中「別記様式第四号の〔〕」を「別記様式第四号の〔〕」に改め、同条第三項中「又は」を「若しくは」に、「者」を「者又は当該広告物の管理者」に改める。

第一号様式中

「※許可済印

を

「※許可済印

に改める。

(許可条件)
許可を受けた広告物又は掲出物
件(はり紙、はり札等、立看板等
を除く。)につき、管理者を置く
こと。

第四号の二様式を第四号の二の二様式とし、第四号様式の次に次の二様式を加える。

第四号の二様式(第5条の2関係)

屋外広告物管理者設置・変更届

年 月 日

佐賀県知事

様

届出者 住所
 (事務所の所在地)
 氏名
 事務所の名称
 及び代表者
 電話

(印)

屋外広告物条例(第8条の2第1項・第8条の3第2項)の規定により管理者を(設置・変更)したので、次のとおり届け出ます。

許可年月日 及び番号	年 月 日付け	第 号
許可期間	年 月 日から	年 月 日まで
表示(設置) 場所		
種類	数量	枚個
新管理者の 氏名・住所	住所 (事務所の所在地) 氏名 事務所の名称 及び代表者	(電話番号) (印)
前管理者の 氏名・住所	住所 (事務所の所在地) 氏名 事務所の名称 及び代表者	(電話番号) (印)
管理者の 資格	一級建築士・二級建築士・屋外広告士	

- (注) 1 許可を受けた広告物が、はり紙、はり札等、立看板等の場合は、管理者を置く必要はなし。
 2 「第8条の2第1項・第8条の3第2項」及び「設置・変更」の別については、該当するものを○で囲むこと。
 3 設置の場合は、新管理者の氏名・住所の欄に記載すること。
 4 建築基準法(昭和25年法律第201号)の規定により、建築主事の確認を受けるべき広告物又は掲出物件の管理者については、管理者の資格欄の該当する資格を○で囲むこと。また、その資格を証明する書面の写しを添付すること。
 5 新管理者(前管理者)の住所・氏名欄について、法人に管理委託を行っている場合は、当該法人の事務所及び代表者の氏名もあわせて記載すること。

第三回印の回送件数 「設置者等」 や 「(設置者等・管理者)」 に沿々、回送件数
次のものとしよべ。

(注) 「設置者等・管理者」 の別については、該当するものを○で囲むこと。

第六回印様式

工事施工者 住所氏名	佐賀県屋外広告業登録() 第番号	電話番号
---------------	-------------------	------

管理 者 姓 名	資格：一級建築士・二級建築士・屋外広告士	電話番号
工事施工者 住所氏名	佐賀県屋外広告業登録() 第番号	電話番号

の送り次のものとしよべ。

3 建築基準法(昭和25年法律第201号)の規定により、建築主事の確認
を受けるべき広告物又は掲出物件の管理者については、該当する資格を

○で囲むこと。また、その資格を証明する書面の写しを添付すること。

第六回印様式

表示・設置 の期 間	年月日から 年月日まで
------------------	----------------

や

佐賀県知事 古三康

◎佐賀県知事第五回十九印
佐賀県青少年健全育成条例(昭和五十一年佐賀県条例第114号)第111条
第一項の規定による、青少年に有害な図書等として次のものとしよべ。

平成十九年三月二十一日

の送り次のものとしよべ。

(注) 1 申請者は※欄については記入しないこと。

2 管理者住所氏名の欄は、はり紙、はり札等、立看板等の場合は記
載の必要なし。また、建築基準法(昭和25年法律第201号)の規定
により、建築主事の確認を受けるべき広告物又は掲出物件の管理者
については、該当する資格を○で囲むこと。また、その資格を証明
する書面の写しを添付すること。

この規定は、平成十九年四月一日前から施行する。ただし、第一條の二の改正
規定は、公布の日からの施行とする。

○ 执 行

管理 者 姓 名	資格：一級建築士・二級建築士・屋外広告士	電話番号
-------------------	----------------------	------

や

管理 者 姓 名	資格：一級建築士・二級建築士・屋外広告士	電話番号
-------------------	----------------------	------

表示・設置 の期 間	年 月 日から 年 月 日まで
------------------	--------------------------------

種類	指定番号	題名	製作発行所等	雑誌コード等	指定理由
雑誌	18-299	VITAMAN 月刊 ビタマン 4月号	株竹書房	07653-4	著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
"	18-300	別冊 本当にあったHな話 4月号	株ぶんか社	18135-4	
"	18-301	人妻 本当にあったHな話 Vol.21 別冊本当にあったHな話 4月1日号増刊	株ぶんか社	18136-4 ①-4/28	
"	18-302	チョベコミ！ VOL.05 4月号	株東京三世社	06233-4	
"	18-303	ウォーア組 スペシャル Vol. 2 ウォーア組4月号増刊	株マガジン・マガジン	11954-04 ①4/19	
"	18-304	漫画 ダイナマイト 4月号	辰巳出版株	05979-4	
"	18-305	Comic Amour No.208 4月号	株サン出版	03801-04	
"	18-306	若妻 (ヤンツマ) VOL.46 4月号	株バウハウス	08841-04	
"	18-307	特撰三十路妻 4月号	株笠倉出版社	16781-4	
"	18-308	Chuッ スペシャル 4月号	株ワニマガジン社	16151-4	
"	18-309	ガチンコ No.44 4月号	若生出版株	12811-04	
"	18-310	KISSUI 「キッスイ」 Vol. 041 4月号	株ジーオーティー	02801-4	

●佐賀県告示第百五十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止及び変更の届出があった。

平成十九年三月二十三日

佐賀県知事 古川 康

一 廃止医療機関

名 称	所 在 地	所 在 地	廢 止 年 月 日
内藤医院	佐賀市富士町大字大野一〇六〇番地	佐賀市富士町大字大野一〇六〇番地	平成一九・一・一
杉元医院	唐津市坊主町五二九番地	唐津市坊主町五二九番地	平成一九・一・一
橋野こどもクリニック	佐賀市高木瀬東四丁目一四番三号	佐賀市高木瀬東四丁目一四番三号	平成一九・一・一
吉本クリニック	佐賀市堀川町一番一〇号	佐賀市堀川町一番一〇号	平成一九・一・一
永浜眼科医院	佐賀市中央本町三番八号	佐賀市中央本町三番八号	平成一九・一・一
井上胃腸科外科クリニック	佐賀郡東与賀町大字田中五五四番	佐賀郡東与賀町大字田中五五四番	平成一九・一・一
ク ィ や き 歯 科 ク リ ニ ッ ク	地 一	地 一	平成一九・一・一
み や き 歯 科 ク リ ニ ッ ク	三 養 基 郡 み や き 町 大 字 原 古 賀 三 九	三 養 基 郡 み や き 町 大 字 原 古 賀 三 九	平成一九・一・一
み や き 歯 科 ク リ ニ ッ ク	四 番 地 一	四 番 地 一	平成一九・一・一
浦 上 歯 科 医 院	伊 万 里 市 立 花 町 三 四 一 七 番 地	伊 万 里 市 立 花 町 三 四 一 七 番 地	平成一九・一・一
た け お 歯 科	武 雄 市 鎮 西 町 大 字 昭 和 二 九 ○ 番 地	武 雄 市 鎮 西 町 大 字 昭 和 二 九 ○ 番 地	平成一九・一・一
EGAWA	唐 津 市 鎮 西 町 塩 鶴 二 五 三 五 番 地 一	唐 津 市 鎮 西 町 塩 鶴 二 五 三 五 番 地 一	平成一九・一・一
ORALBUROHAS	鳥 棚 市 藏 上 二 丁 目 一 八 七 番 地	鳥 棚 市 藏 上 二 丁 目 一 八 七 番 地	平成一九・一・一
イケダ保険薬局	佐賀市松原四丁目八番二号	佐賀市松原四丁目八番二号	平成一九・一・一
く ら の う え 市 丸 歯 科	佐賀市城内一丁目五番九号	佐賀市城内一丁目五番九号	平成一九・一・一
中原胃腸科循環器科	新 中原胃腸科内科	旧 中原胃腸科循環器科	平成一九・一・一
二 変更医療機関	所 在 地	名 称	所 在 地
佐賀市城内一丁目五番九号	平成一九・一・一	変更年月日	平成一九・一・一

●佐賀県告示第百五十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、同法による医療扶助のための医療を担当する機関として、次の医療機関を指定した。

平成十九年三月二十三日

佐賀県知事 古川 康

名 称	所 在 地	指定年月日
内藤医院北山診療所	佐賀市富士町大字大野一〇六〇番地二 三	平成一九・一・一
医療法人ゲズンハイト ひげドクターのお元気 でクリニック	佐賀市大和町大字久池井一八三九番地 四三	平成一九・二・一
橋野こどもクリニック	佐賀市高木瀬東四丁目一四番三号	平成一九・一・一
医療法人永浜眼科医院	佐賀市中央本町三番八号	平成一九・二・一
医療法人吉本クリニック	佐賀市堀川町一番一〇号	"
井上胃腸科外科クリニック	佐賀郡東与賀町大字田中五五四番地一 ク	平成一九・一・二
本庄診療所	佐賀市本庄町大字本庄二七七番地二三	平成一八・一二・一
中尾整形外科	佐賀市兵庫町大字渕一三三五番地一 伊万里市大坪町丙一五五一番地四	平成一九・二・一
浦上歯科	唐津市山本六四五番四 ク	平成一九・二・一
上野デンタルクリニック	唐津市鎮西町塩鶴一五三五番地一	"
医療法人勝三会ハセガ ワ歯科	唐津市山本六四五番四 ク	"
たけお歯科	武雄市武雄町五番七号	平成一九・一・一
イケダ保険薬局	佐賀市兵庫町大字渕一三三三番地四	平成一九・二・一
ひかり薬局兵庫店		

●佐賀県告示第百五十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定施術機関から変更の届出があった。

平成十九年三月二十三日

佐賀県知事 古川 康

名 称	所 在 地	変更年月日
はやし接骨院	佐賀市本庄町大字本庄三〇四番地八 佐賀市本庄町大字本庄三七七番地二六	平成一八・一二・一三

●佐賀県告示第百五十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、同法による医療扶助のための施術を担当する機関として、次の施術機関を指定した。

平成十九年三月二十三日

佐賀県知事 古川 康

施術機関名	所 在 地	指定年月日
ライフ整骨院	鳥栖市本通町一丁目八一〇番地三九	平成一九・一・二四

●佐賀県告示第百五十四号

佐賀県女性就業援助相談員の設置及び運営に関する規程（昭和四十八年佐賀県告示第三百八十七号）は、平成十九年三月三十一日限り廃止する。

平成十九年三月二十三日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県告示第百五十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同条第二項の規定により当該都市計画の図書を佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課において縦覧に供する。

平成十九年三月二十三日

佐賀県知事 古川康

一 都市計画の種類

- | | |
|------------|-----------------|
| 鳥栖基山都市計画道路 | 三・三・百一号 永吉高田線 |
| | 三・四・百二十八号 高田赤川線 |
| | 三・四・百四号 飯田蔵上線 |
| | 三・三・百七号 酒井西宿町線 |

二 都市計画を定める土地の区域

- (一) 三・三・百一号 永吉高田線

追加する部分 鳥栖市姫方町字障子田、原町字笛尾、字本原、字中尾、

字ウグメ田、字大野及び字下原、桜町字丸尾、曾根崎町字

都原、字原口、字遠島、字硯川、字四ツ木、字本成及び字

落合並びに酒井西町字溝狭間及び字瘤深

削除する部分 鳥栖市原町字笛尾、字本原、字中尾及び字大野、桜町字

丸尾、曾根崎町字都原、字原口、字遠島、字硯川、字四ツ

木、字本成及び字落合並びに酒井西町字溝狭間

(二) 三・四・百二十八号 高田赤川線
追加する部分 鳥栖市高田町字中の坪、水屋町字小沢及び字菖蒲並びに

酒井東町字赤川

(三) 削除する部分 なし

三・四・百四号 飯田蔵上線

追加する部分 なし

(四) 三・三・百七号 酒井西宿町線
追加する部分 鳥栖市酒井西町字若桜

削除する部分 鳥栖市酒井西町字瘤深
削除する部分 鳥栖市曾根崎町字原口及び字遠島

●佐賀県告示第百五十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同条第二項の規定により当該都市計画の図書を佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課において縦覧に供する。

平成十九年三月二十三日

佐賀県知事 古川康

一 都市計画の種類

- | | |
|------------|------------------|
| 鳥栖基山都市計画道路 | 三・四・百五号 鳥栖駅平田線 |
| | 三・五・百六号 鳥栖駅田代本町線 |
| | 三・四・百九号 曾根崎高田線 |
| | 三・四・百十号 榎町真木線 |
| | 三・三・百十六号 本鳥栖藤木線 |
| | 三・三・百十七号 鳥栖駅東線 |
| | 三・四・百十九号 鳥栖基山線 |
| | 三・四・百二十号 北部一号線 |
| | 三・四・百二十一号 北部二号線 |
| | 三・四・百二十二号 北部三号線 |
| | 三・四・百二十三号 蔵上西線 |

二 都市計画を定める土地の区域

(一) 三・四・百五号 鳥栖駅平田線	追加する部分 なし	削除する部分 なし
(二) 三・五・百六号 鳥栖駅田代本町線	追加する部分 なし	削除する部分 なし
(三) 三・四・百九号 曽根崎高田線	削除する部分 なし	削除する部分 なし
(四) 三・四・百十号 榎町真木線	追加する部分 なし	削除する部分 なし
(五) 三・三・百十六号 本鳥栖藤木線	削除する部分 なし	削除する部分 なし
(六) 三・三・百十七号 鳥栖駅東線	追加する部分 なし	削除する部分 なし
(七) 三・四・百十九号 鳥栖基山線	削除する部分 なし	追加する部分 なし
(八) 三・四・百二十号 北部一号線	追加する部分 なし	削除する部分 なし
(九) 三・四・百二十一号 北部二号線	削除する部分 なし	追加する部分 なし
削除する部分 なし	削除する部分 なし	削除する部分 なし

○佐賀県告示第百五十七号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第二号イの規定に基づき、車両の長さ及び軸距に応じて定める値が最大二十五トンである道路を、次のとおり指定する。

平成十九年三月二十三日

佐賀県知事 古川康

一 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
一般国道二〇四号	唐津市神田字浮熊三一九六番四地先から 唐津市佐志鴻ノ巣三八六番六地先まで
一般国道三八五号	神埼市千代田町大字下坂字東二の坪八二番一地先から 神埼郡吉野ヶ里町田手字二本松一六七八番一地先まで

二 指定する期日 平成十九年四月一日

○佐賀県告示第百五十八号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第三号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が四・一メートルである道路を次とおり指定し、併せて、同令第十条第一項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが三・八メートルを超える・一メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定め、平成十九年四月一日から適用する。

平成十九年三月二十三日

佐賀県知事 古川 康

一 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
一般国道二〇二一号	唐津市浜玉町渕上字盲落七六七番二地先から 唐津市浜玉町浜崎字洲崎一五四〇番五地先まで
一般国道二一〇四号	唐津市神田字浮熊二一九六番四地先から 唐津市佐志鴻ノ巣三八六番六地先まで
一般国道二一〇七号	伊万里市黒川町塩屋字城平二〇五番一地先から 伊万里市二里町大里甲二二二七番一地先まで
一般国道二一〇八号	佐賀市八戸二丁目七番地先から 佐賀郡久保田町大字徳万字快万宮の後一六一一番三地先まで
一般国道三八五号	佐賀市南佐賀一丁目二四七番一地先から 佐賀市鍋島町大字森田八七番三地先まで
一般国道四九八号	神埼市千代田町下板字東二の坪八二番一地先から 神埼郡吉野ヶ里町三津字迎七五五番九地先まで
県道佐賀川久保鳥栖線	武雄市朝日町大字中野字中小路一〇二六三番一地先から 伊万里市大坪町字堂ノ前丙二〇七一番一地先まで
県道佐賀川久保鳥栖線	神埼郡吉野ヶ里町大曲字東外二二五番二地先から 鳥栖市宿町九六五番一地先まで
県道佐賀空港線	佐賀市金立町大字千布三一三六番一四地先から 神埼郡吉野ヶ里町三津字迎七五五番九地先まで
県道山本波多津線	小城市小城町字下町四四六番一地先から 神埼市神埼町枝ヶ里字一本松一五五番一地先まで
県道小郡基山線	佐賀郡久保田町大字徳万字快万宮の後一六一一番三地先から 小城市三日月町樋口字五条一七六七番三地先まで
佐賀市本庄町袋二八八番一地先まで	佐賀郡川副町大字犬井道字国造搦九七四六番一八八地先から

二 通行方法

一の道路を通行する高さが三・八メートルを超える四・一メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(一) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識、樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(二) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法〇・二三メートル以上、縦寸法〇・一二メートル以上（又は横寸法〇・一二メートル以上、縦寸法〇・二三メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(三) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認のうえ走行すること。
大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により関係書類を縦覧に供します。

○ 公 告

県道本郷基山線	三養基郡基山村大字小倉一三〇番三地先から 三養基郡基山村大字小倉四六七番八地先まで
県道北方朝日線	武雄市北方町大字大崎字面戸町一二八四番一地先から 武雄市朝日町大字中野字中小路一〇一六三番一一地先まで

	平成19年3月23日	合計 44台
1	大規模小売店舗の新設に係る届出の概要	ウ 荷さばき施設の位置及び面積 建物西側 40平方メートル
(1)	大規模小売店舗の名称及び所在地	工 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 建物内南側 11.47立方メートル
	スーパードラッグコスモス鳥栖今泉店 佐賀県鳥栖市今泉町2256-1 外	
(2)	大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	(6) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 ア 大規模小売店舗を設置する者 午前10時から午後10時まで
	ア 大規模小売店舗を設置する者 株式会社コスマス薬品 代表取締役 宇野正晃	イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前9時30分から午後10時30分まで
	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号	ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 建物敷地北側 2箇所
	イ 大規模小売店舗において小売業を行う者 株式会社コスマス薬品 代表取締役 宇野正晃	エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後10時まで
2	届出年月日	
	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号	平成19年3月1日
(3)	大規模小売店舗の新設をする日	3 関係書類の縦覧
	平成19年11月2日	(1) 縦覧場所 佐賀県農林水産商工本部商工課
(4)	大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,298平方メートル	(2) 縦覧期間 平成19年3月23日から 平成19年7月22日まで
(5)	大規模小売店舗の施設の配置に関する事項	4 その他 法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間内に、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を佐賀県農林水産商工本部商工課（郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号）に提出してください。
	ア 駐車場の位置及び収容台数 建物敷地内 49台	
	イ 駐輪場の位置及び収容台数 建物西側 15台	
	建物北側 21台	
	建物敷地東側 8台	

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成19年3月12日大和町春日土地改良区の定款の変更を認可した。

平成19年3月23日

佐賀県知事 古川康

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成19年3月23日

佐賀県知事 古川康

指定番号	指定位置	指定年月日	幅員(メートル)	延長(メートル)
53	唐津市鏡字田中下3515番地5	平成19年3月14日	5.00	34.96

指定図面は、佐賀県県土づくり本部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成19年3月23日

佐賀県知事 古川康

指定番号	指定位置	指定年月日	幅員(メートル)	延長(メートル)
51	伊万里市東山代町長浜字勝田 —1832番9	平成19年3月12日	4.00~4.02	8.05

指定図面は、佐賀県県土づくり本部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。

○ 人情状況

佐賀県職員の任用に関する規則（昭和44年佐賀県人事委員会規則第6号）第6条第1項の規定により、次のとおり採用試験を行います。

平成19年3月23日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂谷尚久

1 試験の区分

警察官A（第1回、男性、平成19年10月採用及び平成20年4月採用）及び

警察官A（第1回、女性、平成19年10月採用及び平成20年4月採用）

2 受験資格

次の要件を満たす者とします。

区分	警察官A (第1回、男性、 10月採用)	警察官A (第1回、女性、 10月採用)	警察官A (第1回、男性、 4月採用)	警察官A (第1回、女性、 4月採用)
性別	男性	女性	男性	女性

年齢	昭和52年4月2日以降に生まれた者	昭和53年4月2日以降に生まれた者
ア 性別	次のいずれかに該当する者	次のいずれかに該当する者

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は平成19年9月30日までに卒業見込みの者イ 防衛大학교、防衛医科大学校、水産大학교、海上保安大학교、職業能力開発総合大학교（長期課程に限る。）、氣象大학교（大學部に限る。）その他人事委員会がアと同等と認める学校を卒業した者又は平成19年9月30日までに卒業見込みの者

	(2) 試験地 佐賀市	ただし、次のいずれかに該当する者は、受験することができません。
	(1) 日本の国籍を有しない者	(1) 日本の国籍を有しない者
	(2) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号に該当する者(準禁治産者を含む。)	(2) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号に該当する者(準禁治産者を含む。)
3 第1次試験	(1) 試験の実施日 平成19年5月13日(日曜日)	(1) 試験の実施日 平成19年5月13日(日曜日)
	(2) 試験地 佐賀県立佐賀商業高等学校(佐賀市)	(2) 試験地 佐賀県立佐賀商業高等学校(佐賀市)
	(3) 試験種目及び内容 試験種目及び内容について、次のとおりとし、教養試験の出題分野は別表のとおりとします。	(3) 試験種目及び内容 試験種目及び内容については、次のとおりとし、教養試験の出題分野は別表のとおりとします。
	試験科目 内容	試験科目 内容
教養試験	警察官として必要な一般的知識及び知能についての五枚折一式問題50問による筆記試験を行う。	教養試験 警察官として必要な一般的知識及び知能についての五枚折一式問題50問による筆記試験を行う。
体力試験	立幅跳び、上体起こし、腕立て伏せ、時間往復走及び握力の5種目を実施する。	体力試験 立幅跳び、上体起こし、腕立て伏せ、時間往復走及び握力の5種目を実施する。
身体測定	警察官としての職務遂行上必要な身体を備えているかどうかを測定する。	身体測定 警察官としての職務遂行上必要な身体を備えているかどうかを測定する。
(4) 第1次試験合格者発表	平成19年5月24日(木曜日)に、佐賀県庁の掲示板及び佐賀県警察本部前の掲示板に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に文書で通知します。	(4) 第1次試験合格者発表 平成19年5月24日(木曜日)に、佐賀県庁の掲示板及び佐賀県警察本部前の掲示板に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に文書で通知します。
4 第2次試験	(1) 試験の実施日 平成19年6月上旬～中旬(予定) 第1次試験合格者に文書で通知します。	(1) 試験の実施日 平成19年6月上旬～中旬(予定) 第1次試験合格者に文書で通知します。
	(2) 試験地 佐賀市	(2) 試験地 佐賀市
	(3) 試験種目 論文試験、面接試験、適性検査、身体検査及び資格調査	(3) 試験種目 論文試験、面接試験、適性�査、身体検査及び資格調査
5 最終合格者発表	平成19年7月上旬に、佐賀県庁の掲示板及び佐賀県警察本部前の掲示板に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に文書で通知します。	5 最終合格者発表 平成19年7月上旬に、佐賀県庁の掲示板及び佐賀県警察本部前の掲示板に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に文書で通知します。
6 採用候補者名簿及び採用方法	採用候補者名簿及び採用方法 試験区分ごとに採用候補者名簿を作成し、最終合格者の氏名を成績順に記載します。	6 採用候補者名簿及び採用方法 試験区内及び受験申込書の交付 採用は、この名簿を任命権者に提示し、その中から任命権者が行います。
7 試験案内及び受験申込書の交付	7 試験案内及び受験申込書の交付 (1) 交付場所 佐賀県人事委員会事務局、佐賀県福岡情報センター、東京事務所、大阪事務所及び佐賀県警察本部警務課並びに佐賀県内各警察署、幹部派出所、交番及び駐在所	7 試験案内及び受験申込書の交付 (1) 交付場所 佐賀県人事委員会事務局、佐賀県福岡情報センター、東京事務所、大阪事務所及び佐賀県警察本部警務課並びに佐賀県内各警察署、幹部派出所、交番及び駐在所
	(2) 郵便による請求方法 封筒の表に「警察官A(第1回)請求」と朱書きし、140円切手をはつたあて先明記の返信用封筒(角形2号封筒(縦33.2センチメートル横24センチメートル程度))を必ず同封し、佐賀県人事委員会事務局又は佐賀県警察本部警務課に請求してください。	(2) 郵便による請求方法 封筒の表に「警察官A(第1回)請求」と朱書きし、140円切手をはつたあて先明記の返信用封筒(角形2号封筒(縦33.2センチメートル横24センチメートル程度))を必ず同封し、佐賀県人事委員会事務局又は佐賀県警察本部警務課に請求してください。
	(3) ホームページからダウンロードする方法 佐賀県ホームページ(http://www.pref.saga.lg.jp/)から様式をダウンロードし、所定の用紙に印刷して使用してください。	(3) ホームページからダウンロードする方法 佐賀県ホームページ(http://www.pref.saga.lg.jp/)から様式をダウンロードし、所定の用紙に印刷して使用してください。
8 受験申込みの方法	8 受験申込みの方法 (1) インターネット申込みの場合 佐賀県ホームページの申請・届出メニューから直接所定の事項を入力し	8 受験申込みの方法 (1) インターネット申込みの場合 佐賀県ホームページの申請・届出メニューから直接所定の事項を入力し

てください。

(2) 持参又は郵送の場合

提出先 佐賀県警察本部警務課（郵便番号 840-8540 佐賀市松原一丁目

1番16号）

受験申込書に所定の事項を記入し、受験票送付用の50円切手をはり付け
て提出してください。

9 受験申込みの受付期間

(1) インターネット申込みの場合

平成19年3月23日（金曜日）9時から4月13日（金曜日）17時までに受
信したものまで受け付けます。

(2) 持参の場合

平成19年3月23日（金曜日）から4月13日（金曜日）までの8時30分か
ら17時までの間に受け付けます。ただし、土曜日及び日曜日は除きます。

(3) 郵送の場合

平成19年3月23日（金曜日）から受け付けます。

なお、4月13日（金曜日）の消印のあるものまで有効とします。

10 問い合わせ先

(1) 佐賀県人事委員会事務局

郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号 県庁内

電話 直通 0952-25-7295

(2) 佐賀県警察本部警務課

郵便番号840-8540 佐賀市松原一丁目1番16号

電話 代表 0952-24-1111 内線 2652、2653

別表

教養試験出題分野一覧表

試験区分	出題分野
全試験区分	社会科学（法律、政治、経済、社会一般、人権等）、人文科学（日本史、世界史、地理、思想・哲学、文学・芸術等）、自然科学（数学、物理、化学、生物、地学等）、文章理解（英文を含む。）、判断推理、数的推理、資料解釈等

申購
込読料

一か年二八、八〇〇円（送料共）
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十九年三月二十三日印刷及び発行
佐賀県知事 古川康行

印刷発行定期所
株 毎週月水金曜日
古川総合印刷